

新型コロナウイルス感染症対策の 強化について

2020年11月



新型コロナウイルス感染症対策の強化について

2019年12月に中国湖北省武漢市で新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以降、世界全体に感染が広がっている。日本国内においても、2020年1月に初の感染が確認されて以後、感染経路の不明な事例やクラスター（集団）が全国で発生したところである。

本県においては、2020年2月に初の感染が確認された後、4月上旬に感染者数が急速に増加したことで、10日に県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、また、16日の国の「緊急事態宣言」に基づく特定警戒都道府県への指定、さらには5月4日の国の緊急事態宣言延長を受け、不要不急の外出の自粛要請や事業者に対する休業要請などの対策を講じてきた。

これらの対策の結果、本県の新規感染者数は大きく減少し、5月14日には国の緊急事態宣言の対象区域から解除、26日には「愛知県緊急事態宣言」の解除に至ることができた。

しかしながら、7月中旬頃から再び新規感染者数が増加し、8月6日に、愛知県等における第二波の感染拡大状況に鑑み、再度県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出した。

オール愛知で第二波の大きな波を乗り越えるべく、種々の対策を講じた結果、8月24日をもって県独自の「愛知県緊急事態宣言」を解除し、以降、県内の感染状況は落ち着きを見せている。

本県では、これまでに新型コロナウイルス感染症対策として、感染症指定医療機関等の医療体制の整備、県衛生研究所のPCR検査体制の強化、患者や濃厚接触者への積極的疫学調査の実施、県民向け電話相談窓口の開設など、感染拡大を抑え、必要な医療提供体制を整えてきたが、今後の感染拡大局面も想定し、県民の生命と健康を守るべく更なる強化に取り組んでいく必要がある。

こうした中、医療従事者や保健所職員は、長期間にわたる感染防止対策など、日々緊張を強いられ、肉体的にも精神的にも疲弊している。また、各種イベントの自粛や国内外のサプライチェーンの毀損など、我が国における経済活動も大きな影響を受けている。

については、この事態を国家レベルの危機事案と受けとめ、関係省庁による緊密な連携・協力のもと更なる新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

1 医療提供体制等の確保

- (1) 医療・介護現場等において、個人防護具を始めとする医療資機材・感染予防資機材が不足することのないよう、国が調達し安定的に供給すること。
- (2) 必要な検査が実施できるよう、地域の状況に応じ、検査試薬を調達・確保するとともに、東京に集中している民間のPCR検査機関を地方へ拡充するなど、検査体制の強化に必要な支援措置を講じること。
- (3) 治療薬やワクチンの早期開発のため、研究機関や製薬企業に対し十分な支援を行うとともに、実用化された際に迅速な供給が図られるよう体制を整備すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関においては、スタッフ・ベッドの確保、感染防止対策、他の診療体制への影響など、経営面で広範な負担が生じていることから、診療報酬の更なる増額や給付制度の創設など、国において積極的な支援を講じること。
- (5) 患者の受診控え等により、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関以外についても、経営が逼迫している医療機関があることから、継続的に医療を提供する体制を維持できるよう、国において更なる経営支援を講じること。
- (6) 医療機関への経営支援にあたっては、予備費の充当を含む新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や、福祉医療機構による無利子・無担保貸付額の拡充など、実効性ある支援措置も講じること。

- (7) 社会福祉施設等は、支援を必要とする方のために継続して福祉サービスを提供する必要があることから、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う施設の利用控え等による経営悪化や、人員不足による社会福祉現場の崩壊を避けるため、福祉サービス提供体制の維持に向けた支援策とともに、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。
- (8) 令和2年度補正予算で措置された医療機関、介護・障害福祉サービス等施設、事業所に勤務する職員に対する慰労金について、7月以降に、施設などで新たに新型コロナウイルス感染者等が発生した場合にも給付されるよう、対象期間を延長すること。
- また、現在対象となっていない児童福祉施設、放課後児童クラブ等に勤務する職員にも、給付対象を拡大すること。
- (9) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地方自治体がそれぞれの実情に応じた取組を実施できるよう、確実な財源の裏打ちを求めるとともに、医療・福祉や経済活動などの実態に見合った効果的な配分を行うこと。
- また、季節性インフルエンザの流行に備え、医療機関が感染拡大防止のために施設を改造する際の経費についても交付対象とすること。
- (10) 医療現場の体制整備や検査体制の強化など、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方負担については、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。
- (11) 地域の医療機関における新型コロナウイルス感染拡大防止対策が、来年度以降も安定的に実施できるよう地域医療介護総合確保基金の用途を拡大すること。

2 医療従事者等への風評被害の防止

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者はもとより、治療にあたる医療機関や患者が発生した社会福祉施設で働く職員及びその家族が、偏見や差別などに苦しむことがないよう、風評被害・人権侵害の防止を徹底すること。

3 実効性ある感染拡大防止対策の強化

- (1) 感染拡大第一波以降の施策の分析・評価・検証を行い、その結果等について、エビデンスとともに示すこと。
- (2) 感染症法に基づく積極的疫学調査への協力、PCR等検査の受検や入院勧告に従わない行為に対して、実効性を担保するための法的措置を設けるなどの改善を図ること。
また、自宅療養者・宿泊療養者についても同様に、指示に従わない者に対して、実効性が担保された法的措置を設けること。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業協力要請、同法第45条第2項に基づく休業要請に応じた事業者への補償・支援を同法に位置付け、国の財源措置のもとに実施できるようにすること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく都道府県知事の休業指示に従わない場合には、罰則適用の対象とする法制度に改めること。
- (5) 社会福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症の発生により休業要請を受けて休業した場合には、補償が受けられるよう措置を講じること。

4 地域経済への影響を踏まえた対策

- (1) 感染拡大局面に備えた対応として、事業活動やイベント開催の自粛要請等により、休業を余儀なくされる中小企業・小規模事業者をはじめ、フリーランスを含む個人事業主等に対し、不公平のない損失補償制度の創設や協力金の制度化を、国の財源措置のもと行うこと。

また、民間金融機関を活用した融資の更なる拡充を図るとともに、持続化給付金における売上減少要件の緩和や支給対象の拡大及び複数回給付等の検討、家賃支援給付金における申請手続きの簡素化など、雇用の維持と事業の継続のため、必要な支援を行うこと。

- (2) 地域経済への影響を最小限にとどめるため、政府の経済対策・緊急対応策で示された中小企業・小規模事業者、中堅・大企業、農林漁業者等に対する支援策や雇用対策について、事業者に必要な支援が行き渡るよう、大胆な手続きの簡素化や、申請から支給決定までの標準期間の設定など、迅速かつ的確な実施を図ること。

また、感染拡大局面に備えた対応や新型コロナウイルスと共生する社会経済活動の実現に向けて、各種制度に係る特例措置の更なる延長や拡充を図ること。

- (3) 本県の基幹産業であり、日本経済を支える自動車産業が厳しい状況下に置かれていることを踏まえ、自動車諸税について、地方財政に影響を及ぼさないことを前提として、エコカー減税（自動車重量税）の延長・見直しや、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の臨時的軽減の検討など、ユーザー負担の軽減による国内市場の活性化を図ること。

更に、CASEやMaaS等の将来のモビリティ社会像を見据えつつ、ユーザー負担の軽減・税体系の簡素化の実現を前提として、その在り方を検討すること。

(4) 当面の事業継続や雇用の維持を支援するため、食品のテイクアウト事業やインターネット販売の実施など、消費需要の変化に対応した取組への支援措置を更に拡充すること。

また、新型コロナウイルスと共生する社会経済活動が不可欠となる中、中小企業や小規模事業者等が実施する感染症対策に資するサービスや製品開発、販路拡大、設備投資等、事業継続とその後の地域経済・産業機能強化に資する取組への支援措置を講じること。

(5) 地域における消費を喚起するため、「Go To 商店街」について、必要な支援が事業者に行き渡るよう、イベントのキャンセル料や感染症対策費も対象経費に含めるとともに、予算の繰越などにより、流動的な運用を図ること。

(6) 「新しい生活様式」への対応を余儀なくされる企業や農林漁業者等が、デジタル化・自動化・省力化にスムーズに対応できるよう、情報発信や人的・財政的な支援を図ること。

(7) 観光関連産業の厳しい経営状況を踏まえ、事業継続などに必要な支援を行うとともに、観光需要の本格的な回復に向けた対策や体質強化に向けて必要な支援策を講じること。

また、国を挙げて取り組んできたインバウンド需要の復活にあたり、水際対策の徹底はもとより、訪日外国人旅行者や国民の不安の払しょくが課題となることから、今後の具体的な対策や手順を示すこと。

(8) 観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、Go To キャンペーン事業を現行の期限で終了することなく、継続的な需要喚起を図るよう支援すること。

- (9) 入国時の空港検疫の体制が、国際線の復便増加の制約要因になっていることから、検査官の増員や外部民間検査会社の活用など、中部国際空港の検疫体制の拡充を早急に図ること。

また、中部国際空港について、中国（香港及びマカオを含む）及び韓国からの旅客便の到着制限を速やかに撤廃すること。

さらに、現在、9時から15時に限定されている国際線の到着時間帯について、まずは、18時頃までの到着が可能となるよう必要な措置を行うこと。

- (10) 「雇用調整助成金」について、速やかに事業者へ支給できるよう、支給事務の一層の効率化を図るとともに、現在12月末まで延長されている緊急対応期間を再度延長すること。

また、不当な解雇・雇止め等を防止するため、労働関係法令の周知徹底を図ること。

- (11) 解雇や雇止め等により離職を余儀なくされた方の早期再就職に向けて、地域の雇用状況に応じた対策の強化を図るとともに、再び就職氷河期世代を生み出さないよう、新規学卒者の就職活動への支援を充実すること。

また、今後、雇用情勢の更なる悪化が懸念されるため、「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。

- (12) テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方に対する支援の一層の充実を図ること。

- (13) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業・失業等により収入が減少した世帯に対する生活福祉資金の特例貸付について、貸付希望者全てに対応できるよう貸付に必要な原資を満額補助すること。

- (14) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じた経済・雇用対策を行うことができるよう、増額や基金への積立て要件弾力化・期間延長も認めるなど、更なる財政支援を検討するとともに、令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の収束まで継続すること。

5 交通インフラを担う事業者への支援

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う人々の移動の抑制により、経営に深刻な影響を受けている地域公共交通（鉄道、バス、タクシー、フェリー等）を維持していくため、既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな経営支援策の実施など、更なる支援措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により減便や運休を余儀なくされている航空ネットワークの早期回復に向けて、経営環境が悪化している航空会社に対する追加の支援措置を講じること。
- (3) 業績が急激に悪化している中部国際空港株式会社が、引き続き安全で安定した空港運営を行えるよう、必要な支援を行うこと。

6 学校の臨時休業等 教育現場への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応できるよう、マスクやアルコール消毒液などの各種衛生用品を、教育現場用に備蓄できる体制を整えること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して対応の必要が生じた、子どもの心のケアや家庭環境の支援のためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。
- (3) 児童生徒間の十分な距離を確保し、必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するため、義務標準法の改正により少人数学級を早期に拡充すること。

また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を講じること。

- (4) 学習の遅れを取り戻すためには、家庭学習への支援がより重要となり、また、再度の感染拡大による今後の臨時休業時の備えをしておく必要があることから、情報機器等のハード整備に加え、オンライン学習支援サービスなどのソフト導入・保守費用及びインターネット回線費用についても、継続的な財政措置を講じること。

また、あらゆる手段を活用して子どもの家庭学習を支援するため、家庭においてNHKのEテレを視聴して学習ができるよう、子どもたちが視聴しやすい時間帯に放送したり、分かりやすい番組表としたりするなど、学習支援番組の充実を日本放送協会に働きかけること。

- (5) 特別支援学校における児童生徒のスクールバス乗車時の感染リスクを低減し、安全・安心な通学環境を確保するため、過密乗車を避けたスクールバスの増便運行に係る継続的な財政措置を講じること。
- (6) 安全・安心な学校給食の安定的な供給を図るため、新型コロナウイルス感染症などの影響により、学校給食関連事業者の損失等が発生した場合、必要な支援を行うこと。
- (7) 経済的困難が生じた学生等に対する奨学金（給付型・貸与型）や給付金、修学支援制度について、今後の経済・雇用環境を踏まえつつ、制度の継続や拡充、運用の改善等を図ること。併せて、授業料等の減免など学生支援に取り組む高等教育機関への補助を継続すること。
- また、高等教育機関がオンラインで講義を実施するための環境整備や、オンラインでは実施が困難な実験や実習を円滑に行うための取組を積極的に支援すること。
- (8) 学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブを午前中から開所した場合や感染防止の観点から支援の単位を新たに設けた場合等において、放課後児童クラブが追加的に負担した経費に対し、基準額の超過分を含め、必要な経費の満額を補助すること。

2020年 11月

愛知県知事 大村 秀 章